

特定施設入居者生活介護募集要項等に対する質疑回答書

募集要項に関する質問
質問 1. 現在、1施設内に住宅型有料老人ホームと介護付有料老人ホームが混在する併設施設だが、これをすべて介護付有料老人ホームへ移行したいと考えている。その場合、様式第2号の施設定員等の記載欄は、転換の欄になるのか。それとも、増床の欄になるのか。
回答 1 1施設内に住宅型有料老人ホームと介護付有料老人ホームが混在し、住宅型部分を介護付に移行する場合は、増床に該当します。増床の欄に必要事項をご記載ください。
質問 2. 質問 1 のような場合、定員・人員配置等の記載及び収支計画等は、住宅型有料老人ホームと介護付有料老人ホームの合計定員数に基づいたものでよいのか。
回答 2 定員・人員配置等は以下のように分けてご記載ください（様式第 2 号）。収支予算書等も以下のように分けてご作成ください（様式第 8 号）。 <ul style="list-style-type: none">・住宅型有料老人ホーム分・介護付有料老人ホーム分・総括分 なお、定員や人員配置等の記載については、様式の多少の変更を認めます。当該質疑回答書 3 頁（様式第 2 号抜粋）を参考としてください。
質問 3. 併設型で建設工事費の支出額を記入する場合、記入する額は、建築費の全額を記入するのか、当該申請の施設（有料老人ホーム）部分の工事費を記入するのか。
回答 3 以下のように分けてそれぞれご提出下さい。 <ul style="list-style-type: none">・特定施設入居者生活介護事業所分・その他分（複数施設ある場合は分けてご提出ください）・総括表
質問 4. 建物内に、院内保育所と居宅介護支援事業所を移設する計画があります。これらの事業所は、「併設施設等の選定結果に係る意向確認書」（様式第 9 号）に記載する必要があるのか。
回答 4 院内保育所については、介護保険事業には該当しないので記載の必要はございません。居宅介護支援事業所については、以下の 2 パターンに分けられます。 <ul style="list-style-type: none">①既に介護保険法上の指定を受けている場合→記載の必要はございません。②介護保険法上の指定を受けていない場合→記載の必要があります。
質問 5. 短期入所生活介護施設の一部転換は可能か。また、可能である場合、応募手続きと指定変更手続きを平行して行うという認識でよいのか。

回答5

短期入所生活介護の一部転換は不可です。特定施設入居者生活介護事業者募集要項（平成30年8月募集）内の6.応募要件(3)(ウ)に記載されている事業計画のみが対象です。

質問6. 新設サービス付高齢者向け住宅での応募を考えているが、10月12日の応募締切までに登録を済ませる必要はあるか。また、サービス付高齢者向け住宅の申請はどの段階まで必要となるのか。

回答6.

応募までにサービス付高齢者向け住宅の登録を済ませている必要はございません。選定後にサービス付き高齢者向け住宅の申請等を開始することも認められます。しかし、特定施設入居者生活介護事業者募集要項（平成30年8月募集）に記載されているとおり、平成31年度末までに着工し、平成33年4月1日までに事業を開始できるよう計画してください。

(様式第2号抜粋)

特定施設入居者生活介護事業計画書 (例)

(事業計画の概要)

	利用定員 (推定数)		要介護者	要支援者	合計
		1年目	・住宅型(介護付移行予定) 50人 ・介護付 60人 ・合計 110人	人	人
		2年目	人	人	人
		3年目	人	人	人

(人員配置の状況)

職員確保及び配置計画 (配置予定員数及び常勤換算人数を記入)		1年目(常勤換算)	2年目(常勤換算)	3年目(常勤換算)
	管理者	・住宅型(介護付移行予定)人(人) ・介護付人(人) ・合計人(人)	人(人)	人(人)
	生活相談員	人(人)	人(人)	人(人)
	機能訓練指導員	人(人)	人(人)	人(人)
	計画作成担当者	人(人)	人(人)	人(人)
	看護職員	人(人)	人(人)	人(人)
	介護職員	人(人)	人(人)	人(人)
	夜勤職員の配置	人	人	人

※黄色セルのようにご記載ください。

※人員配置については、住宅型の人数と介護付の人数を合計すると人員基準が変動する場合もあるかと思えます。その場合、合計数が一致していなくても問題はないので、適切な数字をそれぞれご記載ください。